

児童養護施設における養育の継続・一貫性を考える

—— 施設入所による親子分離の問題と親子支援の方向性を探る ——

吉田 耕平

(キーワード：児童養護施設，養育の継続・一貫性，親子分離)

はじめに

2010年7月、マンションで幼い姉弟2人が置き去りにされ遺体でみつかった虐待事件で、当時23歳の母親が死体遺棄容疑で逮捕された。母親は「自分の時間がほしかった」と育児ノイローゼ気味で育児放棄（ネグレクト）をエスカレートさせていたという。母親は2人目の子どもを出産後、夫と離婚、1人で2人の子どもを育てながら飲食店で勤務するようになった。その後、短時間で稼げる風俗店に転職するが、子育ての悩みを勤務先の従業員に相談し「死にたい」と漏らしていたという¹⁾。児童虐待の防止を目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されて10年を迎えるが、養育者から受けた虐待により子どもが死亡するケースは連日のようにテレビや新聞などで報道され続けている²⁾。厚生労働省が全国の児童相談所を対象に行った調査によれば、2000年の児童虐待相談対応件数が17,725件であったのに対して、改正の行われた2004年には33,408件、2010年7月発表の速報値では44,210件と増加の一途をたどっている³⁾。

児童養護施設に入所する子どもに占める被虐待児の数も増えている。こうした子どもたちは、養育者（大人）などによる虐待によって児童相談所に一時保護、措置され児童養護施設に入所してくる。厚生労働省雇用均等・児童家庭局による「児童養護施設入所児童等調査結果（養護問題発生理由別児童数）」をみると、養護施設児の「父又は母の虐待・酷使」は2003年の調査では11.1%であったのに対して、2008年には14.4%と増加している。そして「父又は母の放任・怠惰」は2003年に11.7%であったが、2008年には13.8%に増えている。また「児童の被虐待経験の有無、虐待の種類」をみると、虐待経験有りの割合が半数を超えているのは「情緒障害児」（71.6%）、「自立施設児」（65.9%）、「養護施設児」（53.4%）であった。また虐待経験の種類をみると、「情緒障害児」、「自立施設児」で最も多いのが身体的虐待となっており、「情緒障害児」で60.5%、「自立施設児」では59.5%となっている。そして、「養護施設児」ではネグレクトが66.2%と最も多く、身体的虐待は39.8%と2番目の多さになっている。ちなみに、「乳児院児」での虐待経験ありは32.3%であった。そのうち、ネグレクトが71.4%と最も多く、次に多かったのは身体的虐待で31.4%となっている⁴⁾。このように、家庭の虐待環境の中から児童相談所に保護された子どもたちの多くは児童養護施設などへ入所しているが、乳児院を経て児童養護施設に措置変更される幼児も25.6%いる⁵⁾。

本研究では、児童養護施設に入所してくる被虐待児の増加とその子たちが抱える愛着障害が引き起こす問題に触れながら、養育の継続・一貫した支援体制の在り方について考察することを目的とする。

1 愛着障害の子どもと施設保育士の役割

児童養護施設など児童福祉施設に入所してくる被虐待児は、その多くが養育者から受けた虐待によって愛着障害を引き起こしている。杉山によると、幼児期には反応性愛着障害として現れ、次いで小学生になると多動性の行動障害が目立つようになり、思春期に向けて解離や外傷後ストレス障害が徐々に明確になり、その一部は非行に推移していくという⁶⁾。

児童養護施設は児童福祉法第41条に規定されているように「虐待を受けた子どもを養護（以下、ケアとする）する施設」として重要な役割を担う施設であるが⁷⁾、実際に児童養護施設で働く保育士は、愛着障害への対応の難しさに混迷している。しかも、乳児院から児童養護施設へと入所しているケースでも、被虐待児と同様の愛着障害を示す子どもも含まれており、児童養護施設における養育の「継続・一貫性⁸⁾」の問題が子どもの発達に影響していると考えられる。

そこで、生後まもなくから乳児院へ入院、その後児童養護施設へ入所したA児（小学〇年生：男児）を例にとりながら、保育士が抱える問題について考えておきたい。A児は事実上、養育者から虐待は受けていない。しかし入所中、医師から愛着障害と診断された。本題に入る前に、ここで用いる「愛着障害」という言葉について説明しておく。藤岡はその著『愛着臨床と子ども虐待』の中で、「未だ明確な定義が確定していない段階で、この言葉を使っていくのに慎重を期する」必要があると指摘し、「アセスメントとしての愛着障害は、反応性愛着障害という言葉があるものの、いまだその定義は特定化されていない」と断っている⁹⁾。今後、慎重に検討する必要があるが、ここでは「愛着障害」という言葉を使うこととする。

また、本研究では保育士を「児童指導員をも含む、日常生活に直接かかわる者」と意味するものとしておく。事例については、伝えるべき本質はそのままに、具体的な個人が特定できないように配慮している。

(1) 対応に追われる保育士

A児の保育士の目を引こうとする行動は、朝、目が覚めたときからはじまる。

朝6時、保育士が「おはよう」「朝だよ」「起きよ」と声をかけに居室を回る。A児は先に目を覚ましていたのか、布団の隙間から顔を覗かせる。保育士は「A児、おはよう」「顔洗っておいで」「服を着替えたら、朝ご飯食べに行こう」と声かけをする。保育士は、その間に他児の居室へ起床するように声かけをしに回る。15分後、A児の居室へ戻ってくるとA児は布団にくるまっている。保育士は「おはよう」と声をかけ、布団の中を覗いてみると、クスクスと嬉しそうに笑うA児がいる。保育士が「朝ご飯行こう」と誘うと、A児は「いやー」「ねー」という。保育士は、A児に「今日は、学校で何するの」「〇〇先生が待っているよ」というと、A児は、「...（返事なし）」。保育士は「他のみんなは起きてご飯食べているから、先に食堂で待っているね」と声をかけ、居室から出て階段を下りようとしたとき、「ガラガラードン（ドアが開く音）」「パタパタパター」と裸足で、廊下を走ってくる音がする。A児に「おはよう。起きたんやね」「着替えておいで、ご飯食べに行こう」と声をかけると、A児の表情が変わり泣きそうな顔をして「いや」「がっこういかん」といい、居室へ戻っていく。もう一度、保育士はA児の居室へ様子を見に行くと、A児は寝ようとしているのか布団にくるまっている。保育士は「A児、起きないと学校遅刻してしまうよ」というと、A児「いかんわ」という。保育士が「一緒にお着替えしようか」というと、「いや」という。「じゃあ、ジャンケンして勝ったら1つずつ服を着ようよ。先生が勝ったら着せてあげるよ」というと、布団から顔を覗かせ「いやー」といいながらも、少し顔がにやつく。「よし、朝ご飯も一緒に横で食べてあげるよ」というと、A児はその条件に納得したのか、急に起きだしてきて布団をたたみはじめ、戦闘態勢に入る。少し身体を弾ませながら、「ジャンケン（小声）」「ジャンケン（中声）」「ジャンケン（大声）」と嬉しそう。

保育士は「よおし、いくぞ。最初はグー、ジャンケンポン」とジャンケンに勝ってしまった本児は、自分で素直に着替えを始める。そして、制服を着て、学校に行けるようになるまでジャンケンが続く。着替え終わったA児は、何事もなかったかのように食事を摂りに、食堂へ行く。

A児は目覚めているが、起きることを渋り、保育士の気を引こうとする。1人で衣服の着脱もできるが、保育士に構って欲しいのか、助けてくれるのを待とうとする。保育士は、1人で着替えができるように心がけるが、かかわって欲しいA児にとって「ジャンケン」は、保育士との関係を保持する重要な手段であったのかもしれない。しかしA児は、次第にジャンケンだけでは物足りなくなり、起きることを渋ったあげくジャンケンをすることさえも拒むようになった。「先にご飯を食べる」といって濡れたおむつをしたまま着替えもしないで居室を飛び出し食事を摂ろうとしたり、注意すればパニックになり、泣きながら「学校に行かん」と裸で外へ飛び出したりする。そこで、保育士も仕方なく落ち着くまでA児の側に止まり、朝食を摂るのもそこそこに、A児を着替えさせ学校へと送り出すことになる。

ケースカンファレンスで、A児の取る行動について相談したところ、他の職員も対応に苦慮し、服を着替えさせているという回答を得た。このような方法で、保育士たちがA児に対応するのも、他の用事に追われているからである。ちなみに、この事例の時も、保育士は他児の居室へ起床の声かけ、幼児がおしっこを漏らしたシーツの洗濯や布団干しに追われていた。毎朝A児の対応に追われる保育士は、他児へのケアにまで手が行き届かなくなる。保育士にとって、ジャンケンで気を取り直して学校へ行ってくれば時間に追われていてもまだ余裕

をもって対応できるのだが、この方法が通用しない時の不安と焦りが常につきまとう。

(2) 継続しにくい関係性

就寝時、1人で寝ることが嫌で保育士が付き添わないと寝ようとしなない。A児は、夕食後21時消灯まで母親に買って貰ったゲームで遊んだり、トランプをしたりして遊ぶ。保育士の勤務は21時に終わるため30分前には声かけをして寝るように促す。しかし、A児はその時間が近づくと、そわそわし始める。

保育士はA児に「明日学校があるし、そろそろ寝にいこうか」というと、A児は「いやあ、寝ん」という。保育士は「起きられなくて遅刻するよ」と声をかけると、A児は「いいもん、寝んもん」という。保育士が「じゃあ、先生時間がきたら帰るよ。1人で寝られるの」と聞くと、A児は「いいよ」という。保育士は「寝ないのだったら、先生がA児の布団で寝ようかな」というと、A児は「いいよ」とテレビをみている。保育士は「寝に行くね。おやすみ」といって、居室で電気を消して寝ていると、5分後、A児が笑いを我慢しながら「クスクス」とこっそり居室へ入ってくる。そして、A児は「先生、めーっけ」と驚かそうとする。保育士もすかさず「よーし、捕まえた」と応戦する。保育士はA児に「寝ますか」と尋ねると、A児は「うん」という。A児は布団に入り、「トントンしてな」という。保育士が背中をトントンし始めてから、15分経った頃、寝たのを見計らって、居室を出ようとする、A児は「おって」と目を覚ます。さらに、15分後に寝たのを確認して、居室を去り、下駄箱まで行くが、A児は泣きもって名前を呼びながら探しにやってくる。結局、寝付くのに1時間以上かかってしまう。

A児は保育士や友だちとのちょっとした別れに敏感である。事例のように、少しでも長く関係を維持させようとする。施設にずっと一緒に泊まれる体制であれば、当然こうした不安を抱くこともないのだが、現在の勤務体制では、不安は常につきまとう。A児の場合、コミュニケーションの面でも問題を持っている。相手が大人であれば気持ちを理解し、A児の思いを言葉に表現することでやりとりできるのだが、友だち同士ではトラブルになり、泣き叫ぶことになる。

A児は、友だちとの自分の気持ちを相手に言葉で伝えることが不器用であるため、相手にイヤなことをしたり、ちょっかいを出したりして気を引こうとする。そのたびに、ケンカになる。謝りたいけど、謝れないA児はパニックになり、自分の気持ちを言葉にできない分、泣き叫ぶ。

A児は、主にその日1日かかわった職員や仲間との別れを嫌がる。大声で名前を叫びながら涙を流す。また担当保育士が近くのスーパーに買い物に行ったりするだけでも、泣きながら裸足で飛び出してくることもある。特に寝る前のA児は、担当者が宿直であれば、声かけだけで寝ようとするが、勤務上保育士が自宅へ帰らないといけないと分かっていると過剰に反応する。時には保育士と「バイバイ」といって、手を振って見送ろうとするが、車が動き出すと玄関からパニックになり泣きながら後を追い、車の通りが多いところまで飛び出してくるなど、危険なこともある。その時は、車を運転していた保育士や玄関に保育士がいたので、追いかけて、暴れるA児を捕まえることができたが、A児の飛び出しに誰も気づかず、飛び出していたらと考えるだけ不安で眠れない。その後、遅出の勤務の時はできるだけ、勤務時間内に寝かせられるようにしたり、日勤の場合は他の保育士に側にいてもらったりして退出するなど工夫をするようにしたが、A児にとっては何の改善にもつながらなかった。少しでも長く居たいという思いで、A児はパニックになりながら保育士にぶつかってくる。少しの間離れてもまた会えるという確信が持たないので、離れることができないのである。

2 増加する被虐待児と児童養護施設の実態

(1) 養育者による虐待が子どもに及ぼす影響

養育者から受けた虐待が子どもに及ぼす影響について、先行研究から様々な報告がされている。庄司によると、児童虐待は子どもの心身に重大な被害をもたらし、たとえ身体の傷は癒えても心理的外傷からさまざまな不適応行動を表すことも多いという¹⁰⁾。また吉田によると、虐待はおよそ4つの定義に分類されるが、その多くはそれらが重なって起こって居るという。各種の虐待を受けた子どもたちは、引きこもりや自己評価の低下、暴力、激しいかんしゃく等の心理的問題を示している。つまり、過去の虐待経験が様々な症状や問題行動となって現れてく

る¹¹⁾。

福榮らが被虐待児の行動特性を明らかにするため、関東圏内の児童相談所内に併設された一時保護所で行った調査結果によれば、問題は複雑である。それぞれの虐待タイプ特有の行動特性があり、被った虐待状況は他の対象との間でも「再現」されるため、虐待を被った子どもに対するケアを複雑にする可能性があること。さらに、虐待による暴力の有無が子どもの行動特性に与える影響は大きく、子どもの発達と虐待タイプには関連のある可能性も示唆されたという。それは暴力を被らないネグレクト、心理的虐待を受けた子どもは非社会的な行動特性に布置され、暴力を被る身体的虐待、複合的虐待児は反社会的な行動特性に布置されたからである¹²⁾。

また、神戸は、虐待環境のもとに暮らす子どもは「感情調整」の機能が発達する機会を持たずに育っていると述べている。被虐待児はささいなことをきっかけに感情爆発（いわゆる「かんしゃく」やパニック）を引き起こしたり、誰彼なしにベタベタと甘える態度をとったり、反対にまったく形式的な対応しかできず情緒的な人間同士の関係が形成できないなどの「愛着障害」がみられるという¹³⁾。

杉山は、多数の症例を重ねてきた結果から、子どもへの虐待を「第四の発達障害」として位置づける。虐待に伴って生じる反応性愛着障害は、0歳から5歳の乳幼児に、親もしくはそれに代わる人との愛着の形成に困難が生じたときにみられる症候群であると述べている。反応性愛着障害には、他者との安定した関係を持つことができず、他者に対して無関心を示すことが多い「抑制型」と、部分的な愛着関係の状態に取り残され、他者に対して無差別的に薄い愛着を示す「脱抑制型」がある。杉山は、前者の「抑制型反応性愛着障害」の示す子どもと虐待との特徴として、生後まもなくから極端なネグレクトの状態に置かれていたことや、その症例が自閉症圏の発達障害に非常に似ており、特に高機能広汎性発達障害との鑑別が極めて困難であるという。また「脱抑制型反応性愛着障害」はネグレクトに加え、身体的な虐待、養育者が一定しないなど愛着の形成が部分的な成立のみの状態に置かれた子どもは脱抑制型をとることが多く、落ち着かず、多動であることが多く、注意欠陥多動性障害によく似た臨床像を呈するという。また愛着障害によって生じる一連の非社会的行動の中には、かんしゃくを起こしやすい、変化に適応できずパニックを起こしやすい、パターンに固執する、人の目を見ない、他人の感情を把握できない、触られるのを激しく嫌がるなど、広汎性発達障害の特徴的な所見としても知られるような内容が含まれていると指摘している¹⁴⁾。

加賀美は、「児童虐待の防止等に関する法律」制定前後から社会的養護を担う各施設の状況が、加速度的に悪化しているという。まず、施設養護の場が都市部から地方へと満杯状態となり、虐待通告児童のほとんどは、親子分離して保護することが不可能となり、在宅指導と称して虐待をする親もとに戻されている。その一方で、社会的養護される子どもは、被虐待を要因とする極めて重圧な発達課題を抱えた子どもに絞られ、そうした子どもの増大に伴って、施設養護の場はまさに混乱、混迷のなかにあるという¹⁵⁾。

(2) 児童養護施設の現状

では、被虐待児が児童養護施設に増えることは、施設にどのような影響を与えるのだろうか。2000年に滝川らが情緒障害児短期治療施設を対象に行った調査「児童養護施設等の入所施設での被虐待児の心理的援助の一助」によると、入所児のうち被虐待児が占める割合が50%を超えると職員の負担が急に大きくなり、60～70%を越すとぎりぎりでのいでの感じになり、80～90%になると個々の出来事の対応に精一杯で全体が見えなくなるという。つまり、「施設崩壊」がこうした被虐待児の増加によって引き起こされてくる。滝川らは、情緒障害児短期治療施設において被虐待児の比率をせめて60%未満に抑えられるのが「理想」だと述べている¹⁶⁾。

児童養護施設は児童福祉施設最低基準から見て、情緒障害児短期治療施設とは異なる部分が存在する。児童福祉施設最低基準の第75条によれば、情緒障害児短期治療施設とは「『医師（精神科、小児科）』、心理療法を担当する職員を置かなければならない」とされ、「児童指導員及び保育士の総数は通じておおむね児童5人につき1人以上」とある。しかし、児童養護施設（第42条）の場合、「医師」は「嘱託医」となっており、児童指導員及び保育士の総数についても「満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上」と異なり、心理療法を担当する職員は最低基準にも含まれていない¹⁷⁾。つまり、処遇上の問題として情緒障害児短期治療施設の抱える被虐待児の60%と、児童養護施設の抱える60%とでは職員の負担は大きく異なってくる。

2008年に厚生労働省が行っている調査結果をみてもわかるように、すでに情緒障害児短期治療施設では被虐待児の割合が71.6%と理想とする60%を超えており、児童養護施設でも虐待を受けた子どもが53.4%を占めている。また全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数も増加していることや2006年の全国児童養護施設協

議会の調べによれば、2004年度新規入所児童のうち、虐待を受けた子どもは5660人中3514人と62.1%であったと報告していることから考えて、児童養護施設も「理想」とする60%に迫る勢いで被虐待児を抱えているということがわかる¹⁸⁾。

児童福祉法第41条にあるように、児童養護施設は虐待を受けた子どもをケアする施設である。とはいえ、現状の職員体制（人員配置）や児童数、整備では、とても法律の規定通りに虐待を受けた子どもたちのケアはできない。しかも、「人手不足となれば、保護された施設で更に虐待が起きてでも不思議ではない。むしろ起きないはずがない」と恐ろしい実情が引き起こされかねない¹⁹⁾。さらに、児童養護施設において専門的な素地がなくても職員として就職可能な状況であることから、施設は子どもを対象とする性的虐待加害者が入り込みやすい環境となっている²⁰⁾。

庄司は職員配置基準が低い水準で留まっていることが、貧困な施設環境のもとで施設における職員による虐待、子ども同士の暴力や威嚇などの問題、職員に対する子どもの暴力などの重大な問題となり、虐待をする親から分離した子どもに安全で安心できる環境を提供するという施設の基本的役割を果たすことが困難な状況にあると述べている。さらに、上述したように、医者や心理療法士が居ない児童養護施設では、子どもに必要な精神医学的治療あるいは心理的治療の体制が不十分であり、日常生活においても個別的なケアが不十分な状況にある²¹⁾。

被虐待児が親子分離により保護された後、施設内で職員による虐待に遭い、症状を悪化させるとともに、虐待から抜け出せずにいるのが実情である。さらに、こうした子どもたちが虐待による再現行動を引き起こし、他児の治療に悪影響を及ぼすことさえある。

武藤は児童養護施設では被虐待児に加え、発達障害や知的障害を持つ子どもたちの増加も目立ち、心理職だけでは対応できないために、東京都の一部で精神科医が配置されるようになったことを報告している²²⁾。しかし、こうした対応も結局はマイナス面の取り繕いにすぎず、児童養護施設が情緒障害児短期治療施設に近づいたとしても、被虐待児に対応するための治療を専門とする施設であるとは言い難い。それどころか、児童養護施設は児童福祉法制定当時の親のいない子どもたちを養育する「単純養護」を主とする時代のままだといった厳しい評価を下すこともできる²³⁾。

(3) 養育の継続・一貫の困難

児童養護施設は、24時間体制で子どもの養育に関わる居住型施設である²⁴⁾。家庭の代替として養育する機能を有しながらも、できるだけ家庭に近い養育がなされるよう配慮している²⁵⁾。そのため、児童養護施設に勤務する職員は早出・日勤・遅出・宿直などの業務に就き、交代勤務によって子どもたちを養育している。こうした施設では、子どもがアタッチメントを築くことが非常に困難である。数井は、子どもと養育者との関係が「継続・一貫」しており予測可能であるほど、子どもは安定的なアタッチメントを発達させるという。逆に、養育者のかかわりに一貫性がなく、養育者がどのようにかかわるのかの予測が困難な場合、子どもは不安定なアタッチメントを発達させざるを得ないのだという²⁶⁾。また、林は養育関係と子どもの発達に関する研究から、養育過程における子どもと主たる養育者との一貫かつ継続した関係の重要性が指摘されてきたと述べている²⁷⁾。

児童養護施設の場合、児童相談所の措置によって児童養護施設への入所が決まるが、いつまで施設に入所するのかということは明確にされない。その都度変更されることの多い入所になっているのが現状である²⁸⁾。児童養護施設における継続的關係（パーマネンシー）を原則18歳まで、つまり子どもが退所する最大約18年間を一貫して同じ職員が担当することなど不可能である²⁹⁾。とはいえ、人間の基本的な信頼関係を築くうえで不可欠な乳幼児期における一貫した養育者との継続的關係すら、施設では困難なのである³⁰⁾。

施設職員の交代勤務や転勤自体が、パーマネンシーの観点からすれば、養育者の一貫性を乱すこととなり、子どもにとっては望ましくないのである。アメリカやイギリスなどの先進諸国では里親が主流であるが、養護児童が家庭復帰の見込みがない場合、パーマネンシー・プランニングに基づき養子縁組がなされる。しかし、里親も安定しておらず、結局は「一時的ケアの場」が確保されているにすぎない³¹⁾。

日本の児童養護施設は、大舎制が主流であったが、実親が死亡したり、行方不明等であつたりと長期にわたり家庭復帰が見込めない子どものために、地域小規模児童養護施設（定員6名、正規職員2名・非常勤職員2名）やユニット制などの取り組みが行われてきている³²⁾。しかし、職員の負担は大きく、地域小規模児童養護施設を例にとるなら、宿直業務を4人で行っても1ヵ月に7回以上の宿直を行わないといけな。つまり、職員が子どもを交代でみているという従来の児童養護施設の構造と変わらないのである³³⁾。さらに、それぞれの価値観を持

ち、様々な生育歴を持つ職員が集団で多くの子どもを交代でみていることが職場内の人間関係に影響をもたらす³⁴⁾。才村の行った調査結果が示すように、全職員の43.2%が勤続期間36か月以下であり、驚くべき離職率である。小規模化が進んでも、保育士の離職率が高ければ³⁵⁾、安定したアタッチメントが築ける「継続・一貫性」を子どもたちに保証することはできない。

乳児院などでは、退所するまで一定の職員が子どもにかかわるような工夫を試みている施設もあるが、多くの施設ではとても期待できない。林はこうした現状では、子どもにとって、養育者と一貫した関係を維持できる場の提供と、入所期間をできるだけ短期間にするのが急務だと指摘している³⁶⁾。

しかし、被虐待児への対応が機能せず、親の治療もなされないまま、急いで親のもとへ帰ったとしても、虐待→措置→虐待を繰り返させるだけで、問題の解決には結びつかない。また、親が児童養護施設に預けることは入所している子どもにとって「育児を放棄した」という認識になりやすい³⁷⁾。つまり、児童養護施設をはじめ児童相談所は保護者によるネグレクトを容認又は、ネグレクトを促進させている。そして究極的には、杉山も言うように、児童養護施設へ入所することが「国家レベルのネグレクト」なのである³⁸⁾。子どもたちは、養育者から受けた虐待などによって親子分離を余儀なくされ、児童養護施設へと入所するが、それはネグレクトの始まりであると同時に、ネグレクトによる第4の発達障害をも引き起こしているのではないかと考えることもできる。

では、どのような施設が被虐待児の受け皿としてふさわしいのだろうか。また、そうした施設ではどのようにして、養育の「継続・一貫」を図っていくべきなのだろうか。

3 社会的養護体制の新しい取り組み

(1) 母子生活支援施設

長江によれば、2002年4月より完全実施された「DV防止法」によって、母子生活支援施設が一時保護利用を含め、配偶者からの暴力の被害を受けた母子の受け入れを進めているという³⁹⁾。母子生活支援施設では、心理療法担当職員が2001年から一部の施設で配置され⁴⁰⁾、DV被害により入所した母と子に対するケアも行っている。さらに、全国母子生活支援施設協議会は、厚生労働省の「今後めざすべき児童の社会的養護体制のあり方に関する検討委員会」において、心理療法担当職員加算による職員配置や地域の心理療法機関・クリニック・精神科医等と連携を図るための制度が必要だと述べている⁴¹⁾。

ところで、母子生活支援施設の在り期間はここ10年、大きな変化はない。2008年では、54.2%と半数以上が2年未満になっている。それは、母子生活支援施設の入所者のうち、半数以上が2年未満で退所しているということの意味している。これに対し、児童養護施設への平均委託期間は4.6年となっており、前回に調査が実施された2003年の4.4年よりも長くなっている（2008年現在）⁴²⁾。つまり、入所期間だけを取ってみても親子分離型をとる児童養護施設よりも、親子入所型の母子生活支援施設の方が短期間で社会に復帰しているということである。

実際に、母子生活支援施設で働く加藤は、DV被害者の保護をするというよりも、「実際はもっと生活を重視した施設」であり、「自立支援」と「養育支援」が基本的かつ重要な生活支援であるという。自立支援には就労支援や、計画的な生活設計ができるような支援がなされる。また、養育支援では子どもと向き合うことから始まり、ミルクの作り方や離乳食の作り方、発達障害を抱える子どものための医療機関や学校との連携まで幅広い。全般的に、母親が子どもと向き合っていくことができるような支援が、養育支援である。加藤は、子どもだけを児童養護施設に預けるのではなく、「親子でないといけない支援」「親子であるからこそできる支援」が母子生活支援施設にはあると強調している⁴³⁾。

つまり、児童養護施設のように、親子分離を行い、別々に処遇するのではなく、親子を同時にケアするために、母子生活支援施設への入所期間が児童養護施設よりも短期になっているとするなら、親子を同時にケアできる施設を考えていく必要がある。しかし、母子生活支援施設に入所する母子への加害者は夫である父親によるものであるが、児童養護施設での虐待の加害者は父親と母親など養育している「親」であるということも忘れてはならない。つまり、母子生活支援施設では被害者親子が一緒に暮らしているが、親子を同時にケアする社会的養護体制では加害者と被害者が一緒に生活するということになる。こうした点も含め、新しい社会的養護の新たな方向性を探してみたい。

(2) 親子関係修復を目的とする「親子支援ホーム」への模索

筆者らは、子どもの抱えた問題が多様化し、その障害をアセスメントしたうえでその内容に応じた質の異なる

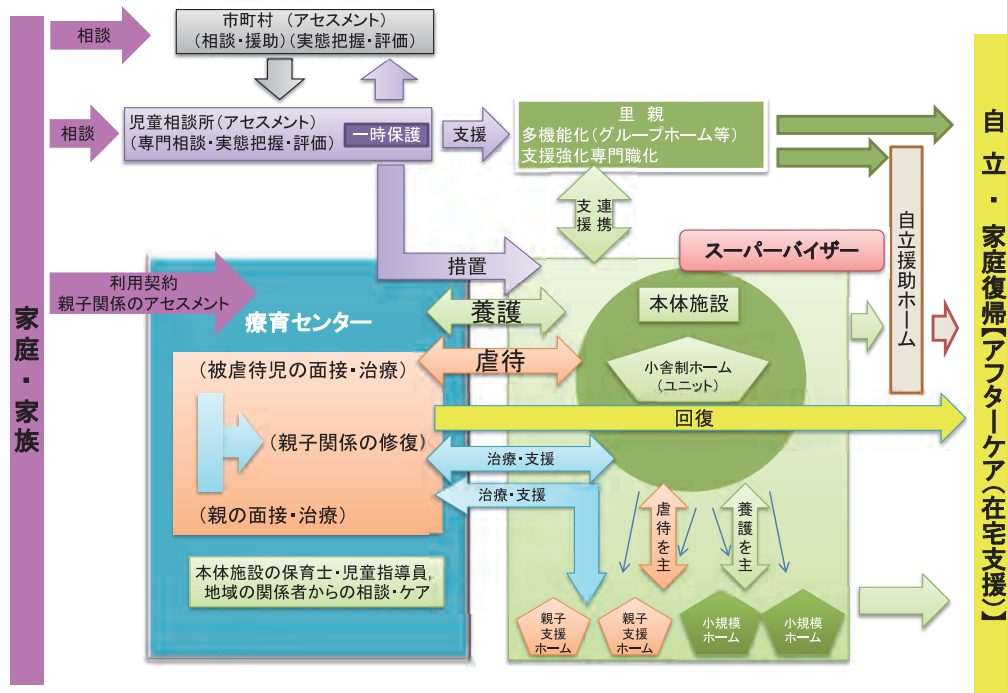


図1 社会的養護の新たな方向性 (竹森他, 2010)

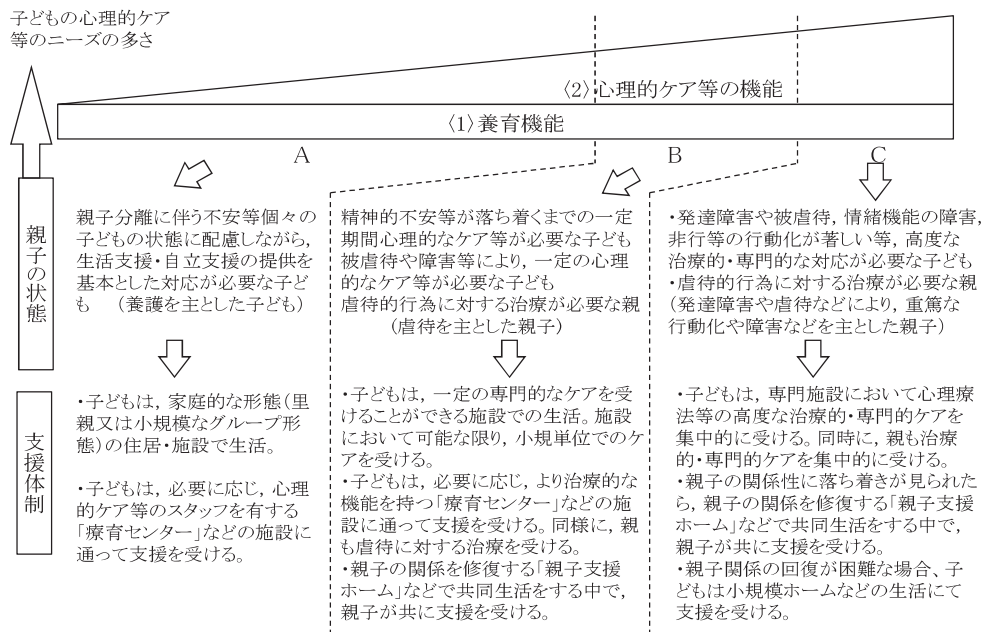


図2 親子の状態と支援体制のイメージ (竹森他, 2010)

対応や治療の必要性から、図2に示すように、児童養護施設をその心理的葛藤の深刻さの質、つまり養護と虐待に分けることを提唱する。厚生労働省も既に分離することを提案しているが、適切な判断がなされないまま児童相談所から施設等に入所、措置に至っている。そこで、図1に示すように、被虐待児に対する治療システムとして「療育センター」を構築し、このセンターにおいて、養育を主とした子どもなのか、虐待を主とした子どもなのか、児童養護施設で生活できる範囲を超えている等の判断を行う。児童養護施設の外部にある療育センターには、子どもが心理面接のために通うとともに、親もまた自己治療のために定期的に通う機能をもたせる。そして、児童養護施設が本体施設となりユニット化し、養護を主とした小規模ホームと虐待を主とした「親子支援ホーム」に分ける。養護を主とした子どもに対しては、小規模ホーム、地域でのグループホーム、里親などのシステムを活用しながら、子どもの生活支援を中心とした従来の機能に加え、療育センターを活用し、子どもに必要な心理的ケアを保障する。

親子関係の再体験学習をすすめる親子寮的施設である「親子支援ホーム」では、親子関係の修復と親の治療を目的とする。このホームの特徴は、親子を分離して支援するのではなく、親子が一緒に住居して支援する点にある。親子が一緒に生活することを通して、どのように接することが必要なかを学習するとともに、親の経済的自立に向けた就職支援も含めて支援を行うことを目的とする施設である。

親子分離しなくても親子間での養育を継続できるような体制として、在宅養護をあげることができるが、虐待していた(するであろう)親もとで子どもたちが生活し続けることに不安が残る。実際に親子の「継続・一貫性」を保ちながらも、親子で治療しながら安定したアタッチメントを築いていくために、筆者たちが提案する親子で入所できる施設として「親子支援ホーム」のような体制を整えることは緊急課題である。保育士は単純養護としての施設養育の一線から身を引き、親子関係の修復を支援していく。親が仕事へ行っている間は、保育所を併設している母子生活支援施設のように、子どもたちを預かり保育する。また、親子で社会復帰ができるように、仕事をしていない保護者に対して再就職ができるように、職業訓練が受けられるような体制を整えたり、保育士がハローワークへ付き添ったりと、自立できる力を身につけていけるような支援も必要だと考える。

おわりに

児童養護施設における子どもに対するケアを養育の「継続・一貫性」から検討を加えた。児童養護施設では、被虐待児、発達障害児の割合が増えるにつれ、「継続・一貫性」のある養育が緊急課題となっている。さらに、子どもが引き起こす問題が養育なのか、治療を必要とするものかといった職員間の捉え方の混乱も生じている。とりわけ、愛着障害は職員の加重負担や人間関係をこじらせる原因となり、離職を加速化させている。乳児院から児童養護施設へと入所しているケースでも、被虐待児と同様の愛着障害を示す子どもが含まれており、児童養護施設における養育の「継続・一貫性」の問題が子どもの発達に影響していると考えられる。保育士と子どもの不安定な関係は、保育士による子どもへのケアを行き届かないものとし、保育士を疲弊させ離職の原因となる。これがまた、子どもに対する養育の継続・一貫性を阻む原因となっている。現在の児童養護施設の体制では、子どもに必要な養育の「継続・一貫性」を保障することはできない。そこで、養育の「継続・一貫性」という観点から、親子分離せず、親子関係の再体験学習をすすめる親子寮的施設である「親子支援ホーム」を提唱し、検討を試みた。

注

- 1) 産経新聞「『風俗店の仕事しんどい』転職後の1月から2児放棄」2010年7月31日。
URL <http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/event/crime/422608/>
- 2) 野崎和義監修『ミネルヴァ社会福祉六法』ミネルヴァ書房、2010年、330頁。
- 3) 厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」2010年7月28日。
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000g6nl-att/2r9852000000g6pb.pdf>
- 4) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(2003年2月1日)」2004年7月22日。
URL <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0722-2.html>
- 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(2008年2月1日)」2009年7月13日。
URL <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidouyugo/19/index.html>
- 5) 山縣文治、林浩康『よくわかる養護原理第4版』ミネルヴァ書房、2010年、39頁。
- 6) 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研教育出版、2009年、18頁。
- 7) 森上史朗監修『最新保育資料集』ミネルヴァ書房、2010年、75頁。
- 8) 数井みゆき、遠藤利彦『アタッチメント』ミネルヴァ書房、2006年、117頁。
- 9) 藤岡孝志『愛着臨床と子ども虐待』ミネルヴァ書房、2008年、80頁。
- 10) 庄司順一「児童虐待の現状と課題」『現代の社会福祉 100の論点』全国社会福祉協議会、2010年、134頁。
- 11) 吉田明世「児童養護施設に入所する子どもとそのかわり」坂根美紀子、佐藤哲也『保育実習の展開』ミネルヴァ書房、2009年、166-167頁。
- 12) 福榮太郎、井上果子「虐待タイプの違いが児童の行動特性に与える影響」『日本心理臨床学会』27巻・3号、2009年、278-279・286-287頁。

- 13) 神戸賢治「施設養護の対象」浅倉恵一・峰島厚『新・子どもの福祉と施設養護』ミネルヴァ書房, 2007年, 116-117頁。
- 14) 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研教育出版, 2009年, 19-20, 28-29, 53-54頁。
- 15) 加賀美尤祥「児童の社会的養護の現状と課題」『現代の社会福祉 100の論点』全国社会福祉協議会, 2010年, 133頁。
- 16) 滝川一廣, 新保幸男, 生島博之, 四方耀子「児童虐待に対する情緒施設の有効利用に関する調査研究」『母子愛育会平成12年度児童環境作り等の総合調査研究事業報告書』2001年, 27頁。
- 17) 野崎和義監修, 前掲書, 2010年, 302-303頁, 307頁。
- 18) 全国児童養護施設協議会「もっと, もっと知ってほしい児童養護施設～子どもを未来とするために～」。
URL <http://www.zenyokyo.gr.jp/motto.pdf>
- 19) 杉山登志郎, 前掲書, 2009年, 162-163頁。
- 20) 村田紋子「『被措置児童等虐待対応ガイドライン』に関する今後の課題について」『小田原女子短期大学研究紀要』第40号, 2010年, 104頁。心理学科や教育学科等の特定の学科卒業であることや教員免許上があること, 厚生労働省指定の養成校を卒業すること等のほか, 「高等学校卒業後2年以上児童福祉事業に従事した者」または「3年以上児童福祉事業に従事したものであって, 厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定したもの」となっている。
- 21) 庄司順一, 前掲書, 2010年, 135頁。
- 22) 武藤素明「児童養護施設のこの10年を振り返る ―― 児童家庭相談/社会的養護の現場からの報告」『子どもと福祉』明治書店, 2009年, 9-10頁。2009年4月から29施設が精神科医を配置。
- 23) 岩崎美智子「政策主体は自立をどのようにとらえてきたか 児童福祉の視点から」畠中宗一『現代のエスプリ508関係性のなかでの自立』ぎょうせい, 2009年, 137頁。
- 24) 福永博文『養護内容』北大路書房, 2010年, 83頁
- 25) 竹森元彦・吉田耕平「児童養護施設の実践からみた現状と支援に関する福祉臨床的研究 ―― 児童指導員と心理療法士の連携における施設の構造的な問題 ――」『香川大学教育学部研究報告』第I部, 第133号, 2010年, 60頁。
- 26) 数井みゆき, 遠藤利彦, 前掲書, 2006年, 117頁。
- 27) 林浩康, 前掲書, 2010年, 38頁。
- 28) 竹森元彦・吉田耕平, 前掲論文, 2010年, 59頁。
- 29) 中央法規出版編集部『五訂社会福祉用語辞典』中央法規出版, 2010年, 453頁。野崎和義監修, 前掲書, 2010年, 302-303頁, 200頁。
- 30) 山縣文治, 林浩康, 前掲書, 2010年, 39頁。
- 31) 山縣文治, 林浩康, 前掲書, 2010年, 38頁。
- 32) 山縣文治, 林浩康, 前掲書, 2010年, 40-41頁。
- 33) 竹森元彦・宮武恒・吉田耕平・入江輝・真鍋博宣「児童養護施設の実践から見た「あり方」に関する福祉臨床的研究 ―― 虐待に対応した児童養護施設の新しいモデル ――」『香川大学教育学部研究報告』第I部, 第134号, 2010年, (印刷中)。
- 34) 堀場純矢「児童養護施設職員の社会的位置と働き続けるための条件 ―― 児童養護施設3か所の調査から」『子どもと福祉』明治書店, 2010年, 140-145頁。
- 35) 才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣, 2005年, 210頁。
- 36) 林浩康, 前掲書, 2010年, 39頁。
- 37) 竹森他, (印刷中)。
- 38) 杉山登志郎, 前掲書, 2009年, 165頁。
- 39) 山縣文治, 林浩康, 前掲書, 2010年, 138-139頁。
- 40) 山縣文治, 林浩康, 前掲書, 2010年, 138頁。
- 41) 全国母子生活支援施設協議会「児童の社会的養護体制に関する構想検討会で意見陳述」。
URL <http://zenbokyoku.jp/outline/pdf/ikenchinjutsu.pdf>
- 42) 全国母子生活支援施設協議会「母子生活支援施設について」。
URL <http://zenbokyoku.jp/boshi/outline.html>

- 43) 加藤智功「親子だからできる支援——母子生活支援施設での取り組み」『子どもと福祉』明石書店, 2008年, 121-123頁。

Considering Continuity and Consistency in Child Rearing Facilities

— Problem of Parent/Child Separation due to Entering Facility,
and Seeking Directions for Parent/Child Support —

YOSHIDA Kohei

This research investigates care for children in child rearing facilities from the aspects of “continuity and consistency” of rearing. Battered children have increased in child rearing facilities, and amidst continuing confusion as to whether the main issue for such children is raising them or the necessity of treatment for battering, an urgent issue is the creation of child rearing with “continuity and consistency” which builds attachment. However, attachment disorders of battered children etc are an extra burden on child care workers, and complicate human relationships, accelerating the number of people who leave this work. Even in cases of entry into child rearing facilities from infant homes, there are children who exhibit attachment disorders similar to battered children, and issues of “continuity and consistency” of rearing in child rearing facilities affect the development of children. A rearing system with child care workers working in shifts lacks continuity and consistency, making it difficult for children to build stable attachment. Unstable relations between child care workers and children disrupt the care by child care workers, exhaust child care workers, and push them to leave this work. This also impairs “continuity and consistency” of rearing for children, creating a vicious circle. From the viewpoint of ensuring the “continuity and consistency” which children need, this study considers a social rearing system including parent/child support homes, which supports building good parent/child relations (mainly for battered children), and attempts to study parent/child situations and support systems.